

# 加入の手続き

## 1. 共済掛金

年額150円

- P会員一世帯
- T会員一人
- 子ども園一世帯
- 準会員一世帯（要名簿登録 様式-3）

## 2. 手続き

(1) 共済契約申込・現在の会員数での申込み(様式-1) 申込み締切毎年3月末日厳守

(2) 確定世帯数の報告(様式-2)、加入者名簿の提出、共済金の振込 → 4月～6月末日まで

注1) この期間までに振込がない場合は、共済期間開始日(4月1日)に溯ることができません。

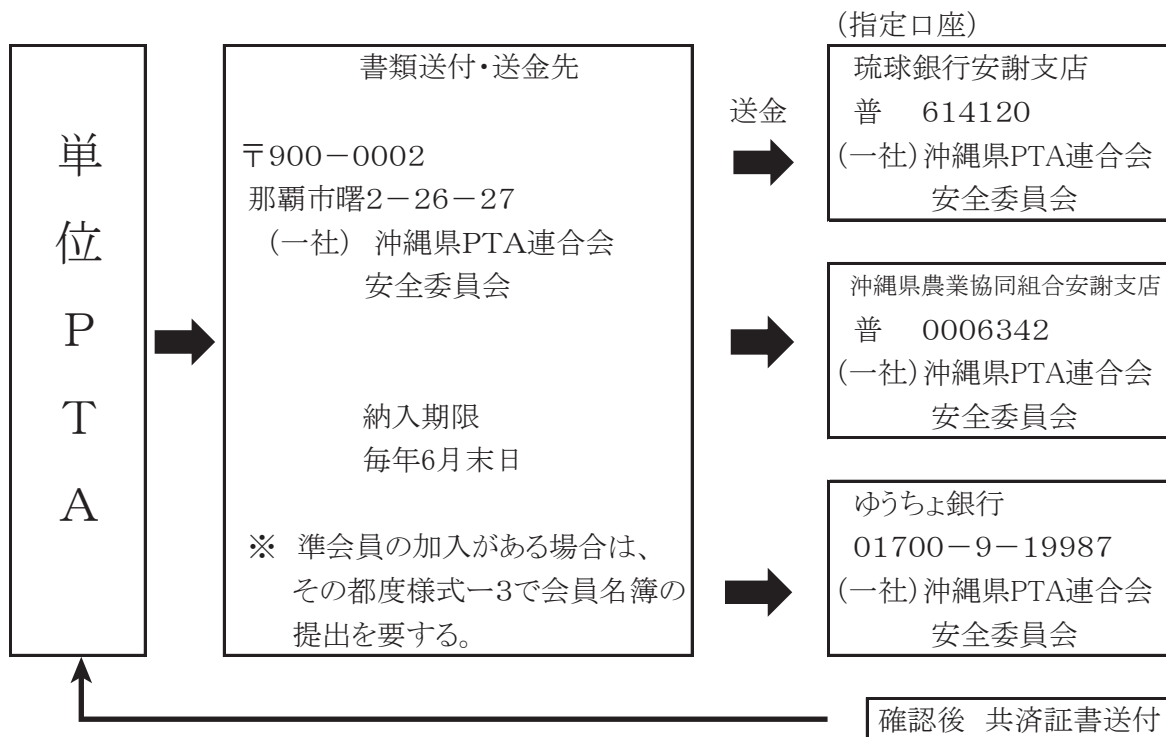
注2) 園児・児童・生徒・教職員の名簿の様式はございません。

(学年・クラス・名前の記載があれば良いです。)

注3) 準会員は、様式-3

(3) 学年途中の園児、児童、生徒、教職員の転入・転出、新規加入の報告は様式-2の提出後に生じた転出入園児・児童・生徒、新規加入者を様式-3-①の報告書でFAXします。

## 3. 共済掛金の送金



※ 原則として領収書の発行はいたしませんので、振込用紙の「振込兼受領書」を領収書としてご使用下さい。

※ 平成30年度より、子ども園の加入が認められました。